

希臘正教會宣教師の要約三冊の件

410106

REEL No. 1-1316

0295

410107

電信課

第一課

第二課

政務官

沖原

後藤

在浦潮
菊池總領事第二六〇號
在哈爾濱
佐夜總領事第二四二號

電送第四四三號
七年八月一日

電送第四四四號
七年八月一日
長春中繼

會計課長

日本希臘正教會牧師四五名(何レモ露國
ニ留學セルコトアル日本人ニモテ西北利亞各
外務省

地教師ニ知人多シ(烏蘇利及黑龍江鉄

道沿線ニ出張滞留シ日本出兵ノ真意ヲ諒解

露國人ニ傳ヘ白露親善ノ氣運ヲ助長セ

ムトスル計畫ナル處本件ヲモテ效果アラ

シムルニ付御氣付ノ点電報アリ度尚ホ

希臘教ト露帝トノ關係上却テ反感ヲ

起升シムルカ如キ虞ナカルヘキヤ之亦貴

見承知致ス度ニ

五月廿五日 出立 撤兵

秋

410108

淨
兵
官
扱
出
日
有

ニライ 牧師

外務省

出

川

若職のお務りや、西比利亞に以ては、
全圖ノ西比利亞に出兵ノ旨にてハ、八月

二日ノ宣言ヲ以テ、高云政府
存るべき所ナキ外、宣明ニ我

出兵ノ旨ガ全ツクし軍ヲ
独撫協力カ、對抗スル外、
露乙館工上、何等ノ野心
内政ニ干渉スル事ナク、
露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心

外務省

露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心

露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心

露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心

露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心

露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心

露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心
露乙館工上、何等ノ野心

露乙館工上

○
おまゝの
ふまゝの
おまゝの
おまゝの
おまゝの
おまゝの
おまゝの
おまゝの

然ルニ希隣 西教會ニ於テハ 目的
 省ノ内教會 実係者ヲ 西比利亞方
 面ニ派遣シ 其差支 各補
 先ツ二人ヲ 組トシ 各補
 プラスモ 在ラス
 川岸ニ 宗教ニ係ルヲ 利用
 亦同ニ 上記ノ 意旨ヲ 宣傳
 一助タラシメ 市身 正教會人云
 派遣シ 得ハキ人 何レモ 内教會関
 係者若ハ 牧師、重西 女老 地位
 在ル者ニシテ 派 派 多クハ 派 派
 學士 其他ノ 者モ 其 派 派
 世に 其 者ノ 其 其 其 其 其 其
 兵 及 オス 長 御 決シテ 妙少ニ
 ハキヲ 後入 市 尤 費用ハ 年 数 年

410110

牒

四万八千

計約中内 其内 譯 本

其外 諸君 事務 専ら

一人 年額 八千三百七十四

四千三百七十四 宿舎料 年分 百廿三

譯 内 二千五百圓 日者 年分 百廿三

十八百圓 宿舎料 年分 百廿三

ノ台 旅費 (實額) 月日 支 宿料 月日 支 宿料 月日 支 宿料

ノ二カノ心算ノ法 算ラズセシムル 採算シヨシ

外務省

参考

大正三年五月

旅費概算

船賃

船賃料

船賃

海防 二六三〇〇

比三層

二六三〇〇 留九十五

計 白三十四 留九十五

一白五十九 留五十五 一ルター 浦河

總計 二〇九十四 留五十五

410111

暗
本署着
依藤外務大臣
依藤總領事

第四一九號

貴電第三四二號、因シ
牧師依達ノ市計畫ハ五柱ト信ス、志十字救
護班露國治邊ノ際事務負トシ、牧師同行ニ露
國人間非常ノ好意ヲ惹キ、先例ニアル守ニ成功
疑無シト信ス。正教徒ト舊露帝トノ關係ニ而
心配ニ全ク無之。華僑ト一部ト層社會ノ宗教
心冷却ナル傾アルニ寺院ニ及意ヲ抱クモノ無シ

滿洲方面ニ即治邊願ト度ク露國人留ニ配布
不可キ必要ノ印刷物多數用意セシト度、此他
心附ク莫ハ進而電報申上ルニシテ、
(長春經由八月十日午後七時)

依藤
外務大臣
宛
東京

410112

170 1200
540 11280
170 1200
540 11280

170 1200
540 11280

- 一 全控束園也 宿舎料
- 一 全六園也 日當料
- 一 全百五十園以上 旅費
- 一 全百五十園以上 交際費
- 一 全百五十園以上 家族手當
- 一 全百五十園以上 支度料
- 以上

日本ハリストス正教會維持財團用箋

履歷書

本籍 東京市神田區駿河臺北甲賀町十二番地
寄留 東京市神田區駿河臺東紅梅町六番地

平民 三井道郎

明治八年九月駿河臺東紅梅町露國宣教師
ニコライ氏の設立に係る宗教學校に入り露
語普通科及び神學修業明治拾六年四月
全科卒業明治拾六年九月露國キエフ市
神學大學へ入學し神學、哲學及び史學
修業明治廿年四月卒業神學士の學位を
受く。明治廿年十一月東京市神田駿河臺正
教神學校教授となり露語科神學科を担
任す。明治廿七年八月京都正教會司祭
(牧師)となり、大正元年八月東京市神田駿
河臺東紅梅町リクトス正教本會附長司祭
となり今日に至る。大正六年九月露國モ
スクワ市に開かれたる露國正教會大會へ
日本正教會代表者として列席し本年
一月歸朝す。右之通相違無之候也

大正七年八月八日 三井道郎



履歴書

- 一、明治拾六年九月宣教師ニライ氏経営ノ正教神学校ニ入学シ、露國宣教師ウラヂニル氏及デイトリイ氏ニ就キ露西並ニ諸其他ノ學科ヲ研究シ明治二十三年七月同校全科卒業ス
- 一、明治廿三年七月正教神学校幹事ヲ命セラル
- 一、明治廿五年七月東京府下傳道牧會ヲ命セラル
- 一、明治廿八年、日本正教會本部編輯局勤務、露文翻譯係ヲ命セラル。

一、明治廿七年七月編輯局在任ノマ、日本正教會機關雜誌主筆ヲ任セラル、現今ニ至ルマテ之ヲ主幹ス

正教本會

一、明治廿七八年、戰役ノ際、日本正教會露國俘虜慰安會ヲ設立シ、特陸軍大臣ノ允許ヲ得テ全國教個所ノ收容所ヲ巡厄シテ其事務ヲ執ル。

一、明治廿九年、内務大臣主催ノ各宗代表會合ニ、日本正教會代表者トシテ列席ス

一、明治四拾壹年、日本正教會維持財團(法人)理事(常務)ニ就任ス

一、大正貳年拾月、文部大臣主催ノ全國各宗代表者會合ニ、日本正教會代表者トシテ列席ス

一、大正元年、編輯局主筆在職ノマ、正教神学校教授ヲ命

410115

國史館
訂正

セラレ現今に至ルマテ在職ス
一、賞罰無し、

右之通り

本籍東京市神田区駿河臺^{北中賣町}〇〇〇〇^{梅町}〇〇〇〇^{松参}〇〇〇〇^{番地}

現住同 同 東紅梅町六番地

大正七年八月七日

平民
一石川喜三郎

国史館

慶應元年迄月廿四日生

正 教 本 會

REEL No. 1-1316

0305

履歷書

東京市四谷區右京町或務不番地

士族 森 田 亮

久久登年九月九日生

一尾張名古屋三生之知時藩校ニ入りテ漢文學ヲ修メ後其小學校制度ニ改メリ又轉ジテ學ヲエト年餘

一明治八年東京府ニ出テ聖九年神内駿河臺東京府内露園宣教師ニシテ、転ニ入りテ靈西亞諸島ヲ備ム

一明治十一年末同職ガ同地ニ轉ジテ転ニ入リテ正教神學校トシテ又入リテ講定、神學及神學ヲ備メ同十七年四月其全休ヲ年暮ル

一明治十一年若山降信ニ正教神學校ノ教諭ニ任シ同十九年後、同校長ヲモ兼テ同二十四年九月ニ至ル

一明治二十五年ヨリ大坂ニ轉ジ東區石町正教會ヨリ同傳道監校ヲ任シテ其教諭ヲ總轄ス

一明治二十七年七月日本基督正教會ノ年度議會ニ公選シヨリ司祭職ニ就キ、徳島市ニ居リテ四國嶺諸縣内ノ同會ヲ管理ニ因テ、年毎以降轉シテ前橋市ニ居リ、群馬縣境玉縣栃木縣、茨城縣内ノ同會ヲ管理ニ因リ、年毎以テ東京市ニ轉ジテ山ノ手ノ區中及近郊ノ同會信徒ヲ教牧管理ニ任ズ、教諭正教神學校ノ教諭ヲ兼テシ

一明治二十七年七月也降日親裁没ノ際特ニ傳書情報局ノ託可ヲ得テ露國傳書ノ精神庭安事業ニ任シ特ニ姫路牧管事ヲ專ラ務メ福知山牧管長ヲ兼テ時ニ所要ニ應ジテ丸

16

12 伊勢屋製

尾松山大里福岡等ノ後改修師ニモ出役執務セリ

大正元年十月日本赤十字社露國派遣救護班ニ員ノ任命
ヲ委ケテ露國ニ渡リ大正五年十月返露前ハトヒクテトニ勤続
シ同七月帰朝ス

受賞事項

明治三十八年戦役ノ際群馬縣前橋市長官正教會信託
ヨリ軍醫中ニ献金シ先廉ニヨリ同三十八年十月其代表者トシ
テ同縣知事ヨリ賞状ヲ贈ル同三十八年戦役ノ際ニモ同
様ノ事情ニヨリ後木金ヲ受領ス

明治三十九年十月姫路信濃友会閉鎖ノ際同部長ヨリ特
別紙信ノ如キ賞状ニ贈呈シ同ノ大旨其ヲ添テ贈与セリ

明治三十九年十月露國信濃友會ノ精神慰勞事業ニ任シタ
ル辨伊ニヨリ露國皇室ヨリ特ニ故大主教ニヨリテ金十
兩掛章ヲ受領シ同國救護班ヨリモ其感状ニ賞品品ヲ
添テ贈与セリ

大正五年一月十日露曆一千九百一十九年十月三十日附テ同國
皇室陛下ヨリ神聖メダリスラフ并ニ三等勲章ヲ受領シ同四月
十日露曆三月三十日附テ同ク又神聖アニナ并ニ三等勲章
ヲ受領ス

刑罰等更ニ委ケタル事ナシ

右ニ通り相違無キ候也

大正七年八月七日

右 森 田 亮



12 伊勢屋製

410118

別紙 貴河ノ馬

森田正教司案ハ停虜信件懸安會ヨリ貴牧容
所ニ派遣セシ明治三十七年有貴所開設以後親
意熱心停虜ニ信件上ノ懸安ヲ與ヘ且預算ナル被
尋ニ對シテ我國威ヲ了得セシルノ目的ヲ以テ屢々通
切ナル訓諭説示ヲ為シ以テ其取締上ニ便益ヲ與ヘタ
ルコト至大ナリ

茲ニ能念ノ為メ此写真ヲ司案ニ贈ル

明治三十八年十月十二日

姫路停虜收容所長陸軍騎兵中佐

牧正佐敷四等梅崎信量 中

13 伊勢屋製

履歴書

本籍 東京市神田区駿河臺北甲賀町十二番地
寄留 東京府下豊多摩郡中野町大塚中野

二千〇七十二番地 平民

瀬沼 恪三郎

明治元年五月八日生

明治十六年九月露国宣教師ニコライ氏設立ニ係ル
駿河臺北甲賀町正教神學校ニ入學、露語、普通科、
神学科ヲ修メ、明治二十三年四月同校全科卒業ノ
後、露国ペトログラド市宗教中學校ニ入學、一年在學

正教本會

ノ後明治二十四年九月同国キエフ市神學大學ニ入
學、明治二十八年四月全科卒業、論文ヲ提出シテ神學
士ノ學位ヲ受ク、明治二十九年一月歸朝、後駿河臺
北甲賀町正教神學校教授ノ職ニ就キ、翌三十年ヨリ
大正五年四月ニ至ルマデ同校々長ノ職ニ在リ、同年同月
此職ヲ辞シ、爾來同校神學科教授トシテ今日ニ至ル、
右ノ通り相違無之候也

大正七年八月八日

右 瀬沼 恪三郎



五五 五五 五五

此の如くは... 西の如く... 印刷物... 三三三

我親善ナル同盟ノ露西亜國民 基督ニ於ケル兄弟諸君
 ニ告グ、日本正教會ハ深キ悲痛ト同情トヲ以テ、天佑ノ
 下ニ在ル諸君ノ祖國ト神聖ナル正教會トノ被フレル困難
 ヲ見テ此事情ニ遭遇セル諸君ニ熱誠ナル同情ヲ表シ且
 我等ノ能フ限りノ助力ヲ為ス可キ始終ノ決意ヲ陳述セシ
 カ為ニ茲ニ特派員ヲ派遣ス、半世紀以前ニ露國ノ偉人ニ
 シテ我等ノ使徒タル故ニコライ大主教ノ辛勞ニ依リテ、
 基ヒセラレタル我日本正教會ハ爾來 其深愛ナル慈母ノ
 如キ露國正教會ノ熱心ナル配慮ト其厚キ保護ノ下ニ生長
 シテ今モ我教會ハ主教セリギイ師ノ直接ナル厚キ指導ノ
 下ニ、神恩ニ依リテ置カレタル基礎ノ上ニ堅立セリ、今
 我日本正教會信徒ハ露國正教會ニ對スル深厚ナル感謝ノ
 念ニ動かサレ、信仰上ノ兄弟タル國難ニ遭遇セル露國民諸
 君ニ對シテ應分ノ援助ヲ為サンカ為ニ特派員ヲ派遣セシ
 トスルノ希望ヲ喚起セリ

日本正教會ヨリ派遣セラレタル我等ハ、第一ニ日露兩
 國民向ノ相互ノ諒解ヲ謀リ、是ニ依リテ相互間ノ親善ナ
 ル關係ヲ一層緊密ナラシムルノ道ヲ講スルヲ以テ我等ノ
 神聖ナル義務ナリト認ケル者ナリ、特ニ統一セラレ居リタ
 ル一大國タリシ露國ノ政治的事情ハ現今極テ混沌タル状
 態ニ陥リ、為ニ外部即チ獨逸人ヨリノ壓迫ニ對シテ奮闘
 スルコトノ困難ヲ来シ、且ワ此一時ノ露國ノ疲弊ニ乘シテ
 中歐諸國ハ露國ノ領域ヲ犯シ其壓迫ヲ増進シ、遂ニ極東

12 25 〇



410121

ニ	於	ケ	ル	露	領	ヲ	モ	威	迫	セ	シ	ト	ス	ル	此	時	ニ	際	シ	、	我	等	ハ	敵
上	ノ	神	聖	ナル	義	務	ヲ	一	層	深	ク	感	ス	ル	モ	ノ	ナ	リ						
聯	合	諸	國	特	ニ	我	日	本	ハ	久	シ	キ	間	、	露	國	ノ	優	良	ニ	シ	テ	神	
聖	ナル	國	民	ノ	分	子	ガ	其	領	土	ト	國	民	ノ	精	神	ニ	對	ス	ル	掠	奪	者	
タル	獨	逸	人	ニ	對	シ	テ	一	致	團	結	ス	ル	ノ	時	ヲ	待	テ	居	リ	タル	ニ		
遂	ニ	此	聯	合	諸	國	ハ	各	自	國	ノ	兵	質	ヲ	出	ス	ノ	必	要	ヲ	認	ケ	ル	ニ
至	レ	リ	、	此	出	兵	ハ	是	レ	決	シ	テ	露	國	ニ	對	ス	ル	モ	ノ	ニ	非	ガ	ル
ハ	勿	論	ニ	テ	、	カ	イ	ゼ	ル	ノ	命	令	ニ	依	リ	テ	行	動	シ	ワ	、	ア	ル	獨
埃	ノ	俘	虜	ニ	對	シ	テ	ノ	出	兵	ナ	リ	、	彼	等	獨	埃	俘	虜	ハ	聯	合	諸	國
ト	一	致	ノ	行	動	ヲ	取	リ	、	其	祖	國	ノ	恢	復	ヲ	謀	リ	ワ	、	ア	ル	チ	エ
ク	ス	ロ	ワ	ノ	軍	ニ	壓	迫	攻	撃	ヲ	加	フ	ル	軍	隊	ノ	上	ニ	事	實	上	ノ	指
揮	權	ヲ	掌	握	シ	居	レ	リ																

REEL No. 1-1316

0311

然ルニ 聯合諸國特ニ日本ノ西伯利ニ對スル出兵ノ唯一
 一ノ根本目的ハ中歐諸國ノ勢力ヲ露國ノ領域ヨリ擊攘シ
 是ニ依リテ露國ノミナラス、其隣諸國ノ飛蓬下甚相
 互ノ親善關係ノ増進ノ為ニ必要ナル秩序ト安寧ト平和ト
 ヲ露國領内ニ恢復スルニ援助ヲ與ヘトスルニ重ニアルニ
 毛爾也、獨逸人ト貪欲掠奪能クナキ獨逸一味ノ人士間
 ニハ何等正当ナル理由モ無ク、金ヲ反對ナル意味ニ之ヲ
 解シ、露國ニ對スル敵對行動ノ如クニ之ヲ視做サシトス
 心者アルハ遺憾ニ堪ヘガハ所ナリ
 尺勇諸君、我等ノ滯ル處ニ我祖國ナル日本ハ世界的
 戰爭勃發ノ当初ヨリシテ既ニ女卷ノ依給ヲ以テ露國ニ援
 助ヲ與ヘ来レルハ諸君ノ懸念スル所ナリ可ク現ニ千九百

12 25 ㊦

昭和十一年四月十四日
 皇太子陛下御食料大臣御前
 皇太子陛下御食料大臣御前

REEL No. 1-1316

0312

十六年ニ我日本ハ露國ト特別ナル協約ヲ締結セリ、露國ノ背後ヲ衝クニ日本ノ為ニ最便利ナル事情ヲ呈セル其時ニ於テ南戰ノ時此事ハ伯林ニ於テモ既ニ一般ノ認ムル所トナリタリ日本ハ古來武士道ノ精神ニ貫徹セラルハモノナルカ故ニ敢テ隣國ノ困難ニ乘スル如キ肇ヲ為サス等々之ヲ援助スルノ本末ノ主義ニ忠實ナラシムトヲ專一トセリ此武士的ノ精神ハ今モ亦日本ヲ動シテ連合諸國ト一致若クハ是ニ卒先シテ露國民ニ援助ヲ與ヘントスルモノナリ、露國ノ領域ヨリ露國ヲ疲弊ト滅亡ニ導カントシツハアル獨逸人及其他ノ國民力撃退セラレ、神聖ナル露國ニ於テ日露兩國間ノ政治、經濟、文化的關係ヲ恢復スル為ニ必要ナル平和ト秩序トカ新ニセラルハコトハ日本ノ最モ熱望スル所ナリ。我等正教ヲ奉スル日本人ハ露國ノ復興ヲ信シテ疑ハサルモノナリ又我等ヲ基督教ニ導ケル露國民カ依然敬虔熱ナル國民タルコトヲ深ク認ムルモノナリ

神ト其^諸醒人ニ對スル祈禱ニ於テ此神聖ナル露國ノ速ニ其光榮ヲ世界ニ飛擲シ其敬神ノ念ニ厚キ國民カ再ヒ其聲ヲ揚ケテユトヲ祈ル

我等日本正教信徒ハ、露國民ノ間ニ我日本國民ノ誠實ナル其行動ニ對シテ正シキ理解ヲ傳播スル器タラシムトヲ以テ神聖ナル義務ト認メ我等日本正教會ノ代表者等ハ以上述ベシ如ク諸君物質的且ソ精神的必要ニ對スル應令ノ援助ヲナスが為ニ貴國ヲ訪問セルモノナリ。

12 25 ㊦

我等ノ此援助ハ左記ノ趣意ニ外ナラズ
 (一)我等自身露國ノ各地ヲ歴訪シ到ル處ノ都市村落教會
 修道院學校高等ニ於テハ食料品其他ノ貨物缺乏ノ状
 態ヲ研究シ之ニ對スル意見ヲ具シテ母國ニ報告シ母國
 有志ノ熱烈ナル同情ニ訴ヘ以テ適當ノ方法ヲ講スルヤ
 ヲ尽カスベシ
 (二)我等ノ歴訪スル各地ニ於テ差シ巨額ノ要スル甚者ヲ
 以時ハ其費用ニ應ジテ目下露國ニ派遣セラレタル赤十字
 會社ニ其級外ヲ才スベシ
 (三)我等ノ兄弟等自由ナル露國ノ士族諸君ニ諸君ハ
 自身ト其同胞ナシ不之也畏懼ノ為ニ自由ヲ獲得セシトシ

410123

(三) 露國ノ革命軍ヲ助メル者ニ對シテ露國ニ對シテ
 我等ノ援助ノ必要ナルニ推察スルニ此等ノ意見ニ於テ我
 等ノ同志等ハ其級外ヲ才スベシ
 露國ノ革命軍ヲ助メル者ニ對シテ露國ニ對シテ
 我等ノ同志等ハ其級外ヲ才スベシ

03 15

テカルハシヤノヲ越エハソガリ一ノ谷ニ下リメソノ探タシ
 ヤニ遠征ヲ企テタリ神ハ豊ニ諸君ニ之カ為メニ永久ナル
 燭免ノ羈絆ヲ与フベケクニヤニ至テハサルベシ現念軍事的幸
 福ノ波浪ハ轉廻セソトス今ヤ獨逸人ハ佛蘭西白耳義伊太
 利ノ戰場ニ於テ戰慄シテハカリ曙光ハ甌ニ輝テリ夜ハ明
 ケナソトス程ナク太陽ハ中天ニ上ラシ
 我等ヲ誤解スル勿ク。我等モ亦永久の平和正義ノ太陽ノ
 一日モ早ク上ラソクヲ熱望スルモノナリ。
 我等ハ協同一致相協約ヲ正義ト平和トノ最後ノ勝利ヲ
 期待セン。

大正七年八月

日本正教會特派員

三井物産
 川沼田井
 喜三郎
 三井物産
 三井物産
 三井物産

③ 在馬尼拉之日本正教會特派員
 之在馬尼拉之日本正教會特派員
 馬尼拉之日本正教會特派員
 馬尼拉之日本正教會特派員

410124

秘

伊勢守大正五年八月十六日
本名喜久 十七日
後藤外務大臣 菊池總領事

芳四八五号

芳四八五号ニテ
後段及感又ハ
ニ関シテハ
ヲ避ケ其他之
ヲ扱ハハ
案ニ利用セハ
得マシト



1111111111

大正七年八月廿二日 特派員報告書 提出

〇 過激派 非正教徒
 〇 久過激派 正教徒
 〇 連合軍 非正教徒
 〇 日本軍 非正教徒
 〇 外務省 正教徒
 〇 領事館 正教徒
 〇 出張所 (浦益及哈爾濱)

但正教徒は、点ヲ附スルコト

特派員報告書

外務省

申命書

大日本正教會司教ノ特命ヨリ西比利亞地方
 旅行スルノ當リ互ニ申命ヲナスコト左ノ如シ
 一 吾等ハ日本正教會特派員トシテ司教ノ特命
 ヲヨリ西比利亞正教會及其教徒慰問ノ為西比利
 亞各地ヲ巡歴スル者ナルヨリ飽ク迄右目的ノ範
 圍内ニ於テ行動スルコト後ヲ恰モ政府若シ其他
 ノ團體ノ代理者ナルカノ如キ感想ヲ抱サシムルカ如
 キ言動ハ嚴シク之ヲ避クル様注意スルコト
 二 吾等ハ覺醒セル露國國民ヨリテ樹立セシ
 今ヤ其發達ノ道途ニ在ル自由ナル露國ノ同情
 スル者ナルヲ以テ託教演說等ノ場合ニ於テモ回露

國皇室ノ言及ニテ恰モ及革命思想ノ宣傳者ナ
 ルカ如キ誤解ヲ惹起セサル様注意スルコト
 三 吾等自的ノ前記ノ通り西比利亞正教會及其
 教徒ノ慰問ニ在ルヲ以テ巡歴ノ地域ハ出奔得ルタテ
 廣汎ナルヲ可トスルコト勿論ナル付求メテ危険ヲ
 冒スノ必要ナキモ必スシモ日本軍若シ聯合軍ノ勢
 力地域ニ至リ其行動ヲ限局スルコトナクテ十分ノ同
 宗者慰問ノ目的ノ達成ヲ期スルコト
 四 一班ハ先ツ滿洲斯德ヲ根據トシテ烏蘇里鉄
 道沿線其他沿海州地方ヲ又他ニ一班ハ不取敢
 哈爾濱ヲ根據トシテ滿洲里方面及黑龍江鉄道
 沿線地方ヲ巡歴スルコト
 五 巡歴ノ期間ハ司教ノ命令通り本年十二月迄ヲ

410127

以テ一期トシ其際一先ツ帰朝ニテ状況ヲ報告スルコト

六、一行ノ所在及巡歴地方ノ慰問状況等、随時司教ヲ報告スルコト

七、各地ノ旅費又ハ交際費等、随時司教ヲ申出ルコト

八、西比利亞住民ノ缺乏スル必需品及同地方住民ノ熱望スル医療ニ関シテハ各地ノ状況ヲ調査シテ随時司教、報告シ司教ヨリ母國有志、訴ヘテ供給恤診療等ノ方法ヲ講スルコト

七年八月二十一日



410128

大田山

西比利亞の事... 常一ノ協會ヲ...

事務課

第一課

申合書

司教ノ特命ニヨリ西比利亞地方ニ旅行ス

ルニ當リ互ニ申合ヲナスコト左ノ如シ

一吾等ハ日本正教會特派員トシテ司教ノ

特命ニヨリ西比利亞正教會及其教徒慰

問ノ爲西比利亞各地ヲ巡歴スル者ナルニヨリ

外務省

飽ク迄右目的ノ範圍内ニ於テ行動スルコト

從テ政府ノ代理者ナルカノ如キ感想ヲ起サ

シムルカ如キ言動ハ嚴ニ之ヲ避クル様注

意スルコト

二吾等ハ覺醒セル露國々民ニヨリテ樹立セ

ラレ今ヤ其發達ノ道途ニ在ル民衆的政府

ニ同情スル者ナルヲ以テ説教演説等ノ場

合ニ於テモ旧露國皇室ニ言及スルカ如キ

傳者ナルカハハ誤解ヲ惹起セザルニ注意スル
トシ、絶對ニ慎ムルコト

三、吾等ノ目的ハ前記ノ通り西比利亞正教會及其教徒ノ慰問ニ在ルヲ以テ巡歴ノ地域ハ出来得ルヲテ廣汎ナルヲ可トスルコト勿論ナルニ付求メテ危險ヲ冒スノ必要ナキニ必スシモ日本軍若ハ聯合軍ノ勢力地域ニ其行動ヲ限局スルコトナク以テ十分ノ目的ノ達成ヲ期スルコト

外務省

四、一班ハ先ツ浦潮斯德ヲ根據トシテ烏蘇里鐵道沿線其他沿海州地方ヲ又他ノ一班ハ不取敢哈尔滨ヲ根據トシテ滿洲里方面及黑龍江鐵道沿線地方ヲ巡歴スルコト
五、巡歴ノ期間ハ支司教ノ命令通り本年十二月迄ヲ以テ一期トシ其餘一先ツ帰朝シテ狀況ヲ報告スルコト
六、一行ノ所在及巡歴地方ノ慰問狀況等ハ

隨時司教ニ報告スルコト

七、各地へノ旅費又ハ交際費等ハ隨時司教

ニ申出ルコト但シ旅費ニ連係シテ必要ナル

ハ、西比利亞住民ノ救乏スル必需品及同地方

住民ノ熱望スル医療ニ関シテハ各地ノ状況

ヲ調査シテ隨時司教ニ報告シ司教ヨ

リ母國有志ニ訴ヘテ供給救恤診療等ノ

方法ヲ講スルコト

外務省

七年八月二十一日

三井道郎

石川喜三郎

森田亮

瀨沼恪三郎

秋

410131

寫字交... 危險... 經... 中令...

次方ト

幕長

五

第二課

此多... 物... 以...

其お... 為... 持... 保... ニ... 類... 他... 回... ニ... 誤... 虞... 嚴... ウ...

西比... 持... 三... スル... ハ... ハ... ノ... 外務省
 三... 一... 又... シ... 沿...

四、^五巡遊期間ハ先月廿日迄ヲ

以テ一期トシ其際一先ツ陽朝ニテ

成績ヲ報告セシ度ナリ

五、巡遊地方ノ状況ニシテ政府ノ是

考トナルハキヤル諸君ノ情報ハ

随時報告仰事ニ報告セシメ

六、各地ノ旅費又ハ宿費ノ

費用ノ爲メナル費用等ハ随

外務省

時中期総領事若ハ陽朝等

総領事ニ申出ラセタシ

七、各地ヲ旅以スルニ際シテハ其所在

領事館等ニ連絡セタシ

及^{又ハ}巡遊期間ノ状況ハ随時報告

申出ラセタシ

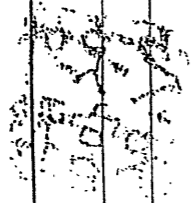
先セウタシ

八、西北方面住民ノ動向ニ注意ス

借給者ハ救恤ニ関シテハ臨時西北
 和重経海務助長等々下併給
 マ取リ又日地方住民ノ救済ニ
 濟ルニ関シテハ^{右を清海務助長等々又ハ}華牛社^{内務省}
 内務省^{内務省}華牛社^{内務省}民間、医務團
 俸^等東洋^等俸^等東洋^等俸^等東洋^等
 掃連事^等未^等セリ^等度^等ヲ^等シ^等テ
 高者ノ掃早^等ヲ^等責^等セ^等シ^等ム^等ト^等シ^等テ^等

外務省

外務省 領事官



文書課長 大正七年八月廿二日發 28

大正七年八月廿二日附

大正七年八月廿三日發

別紙

機密

政 機密送第一〇四號

第一課

主任

東京高等師範

和方書記室

要目書了

主管

第一課

寫送付大正七年八月廿二日

伊藤

佐藤總領事

各通

會計課

除算

日本基督教會 特派員派遣一件

外務省

日本基督教會 特派員派遣一件
伊藤 閣下ハ果シテ電報ヲ申シ進
出ル次第ノ有リテ今田森岡亮
瀬沼格三郎 西氏ヲ津朝方面へ又
三井直郎 石川君三郎 西氏ヲ哈甫表
方面へ特派スルコトナリ来ル六三日
東京出發ノ旨ニ有テハ特派員
ニ對シテハ別紙心得書ハ返信爲

ト本方臣ヲ申聞ケ置ト付矣
官ニ於テモ右ノ類ニ自ラ名ニ萬事
仰指導ニ於成ヌ尚白人等ヨリ
便宜傳告方等申 出タル協定ハ
至支ナキ限ノ之ヲ其ノ元ノ様
移スル也

進テ白人等ヲ提出ノ報先等ハ

其ノ裁量ニ依リ 随時者方ハ

外務省

本報方等公此等申 請ル

別紙心付書等 添付

410136

文書課長

大正七年八月廿二日 接受

30

簿 校正原

大正 七年 八月 廿二日 附 大正七年八月廿三日 發送

別紙

外交公使 聯合送第二十七號

第一課 主任

主管

陸軍次官 幣原次官
寺内次官 河野次官
軍令部次官 各通

日本基督教會特派員 西比利亞

外務省

派員一件

帝に出立り、預言ラ西比利亞地方境
至民衆間、準備徹底せしむルハ同
時、敵玉側、ノプロバガンドラシテ無不
、概ナカラシムルヲ、今般(津)潮(津)面
日本基督教會關係者ヲ表面(津)津(津)
關係者トシテ、西比利亞方面ニ特派スルニ、
才(津)津(津) 森田亮(津) 津(津)

第一課

第一課

三郎、西代の^二浦^一、~~東~~東方面へ文

三井道郎、石川素三郎、^二西^一

代、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

~~三井~~、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

得者、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

申、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

高木、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

左軍、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

外務省

此方申出ル部、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

出先、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

伊豆、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

也

心内書係付

此、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

浅山、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

花、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

交、^二西^一南方面へ向ヶ出又元、

2770

REEL No. 1-1316

410139

極秘

14946

大正七年八月廿六日接獲

警務局

第課

海軍

官房機密第一二八六號ノ三

大正七年八月二十四日

板内海軍次官

幣原外務次官殿

日本正教會特派員西比利亞派遣ニ關スル件

本件ニ關シ政機密合送第二七一號照會ノ件了承就テハ右特派員ノ保護

又ハ便宜供與方ニ關シテハ御來示ノ通り取計置候様御了知相成度

右復牒ス

終

(天田 納)

天田 納

大正七年八月廿六日接獲
警務局 第課

幣原外務次官殿

終

3

秘 授15404

大正七年九月參日 陸

註政務高 第一課

三ノイ牧師函達

西密第二九五號

日本正教會特派員西伯利派遣ニ關スル件
回答

大正七年九月二日 陸軍次官 山田 隆



外務次官幣原喜重郎殿

九月二十二日附政機密合送第二七一號ヲ以テ照會
相成候首題ノ件了承右ノ趣關係ノ向、夫、通
牒致置候條及回答候也

陸軍

大五

あ

410140

政務官

第

第

捕虜の一の半は、おと等留捕虜部徳にすゝめられたるが、
 各地は目下旅籠等止し、人々に充満し、水人のあつた所は、
 旅籠に塞がり、居るは、高知の如き所、おとらに固執を感ず、居
 りの如き者、おとらに居る者、長月、おとら、カスチャコフ氏の如き、
 にも、同氏宅の十室を借り、居る者、おとら、カスチャコフ氏の如き、
 地方の模様は、外見極めて、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 内部は尚錯綜混雑たるもの、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 民主主義者(多くは、おとら、カスチャコフ氏)に多数を割せられ、おとらに居る者、
 階級乃至、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 け、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 執事、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 状態、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏

親善を除くの外、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 側がおとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 時、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 かの、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 已、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 歴、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 捕、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 努力、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏
 中、おとら、カスチャコフ氏の階級に、おとらに居る者、おとら、カスチャコフ氏

おとら、カスチャコフ氏

浦崎勲徳市

本村日 さん

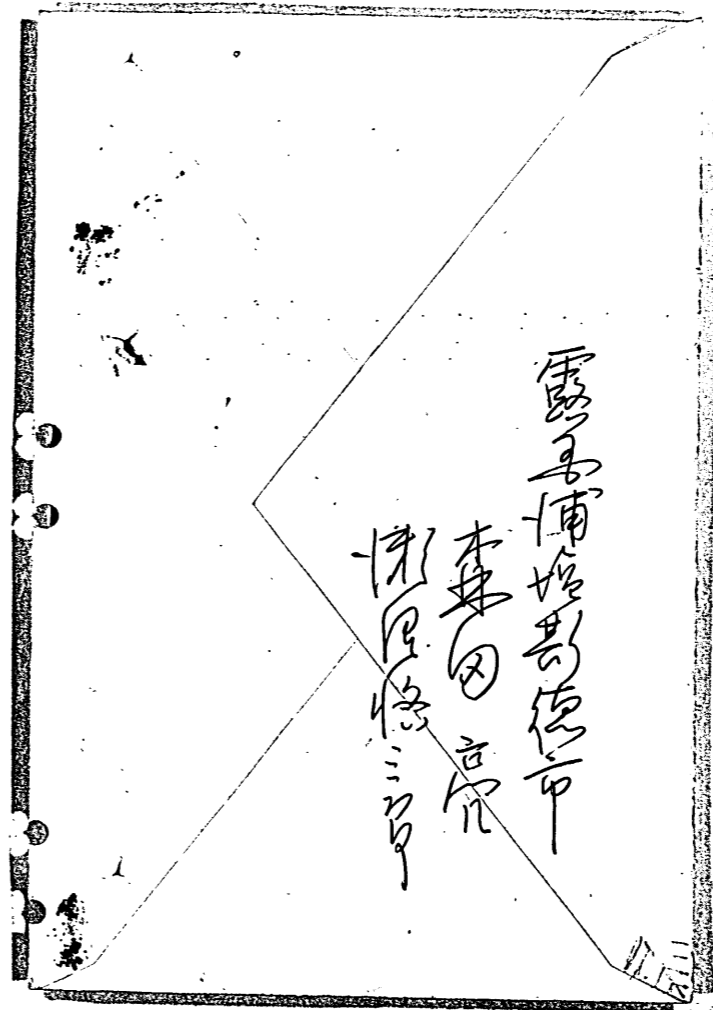
おとら、カスチャコフ氏

12 梅屋若葉堂版

日本帝國外務省
小幡政務局長殿

REEL No. 1-1316

0336



REEL No. 1-1316

0337